

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の概要・留意点

1. 概要

- (1) 介護福祉士実務者養成施設（以下、実務者研修施設）に在学し、介護福祉士を目指す学生を対象に貸付を行う事業です。
- (2) 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士資格を取得し、青森県内で介護福祉士として介護等の業務に2年間従事した場合は、返還が全額免除となります。

2. 貸付対象者

- (1) 青森県に住民登録をしている者であって、実務者研修施設に在学し、卒業後、県内において介護福祉士として介護業務に従事しようとする者
- (2) 学業成績等が優秀と認められる者、又は、卒業後、中核的な介護職員として就労する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けた向上心がある者、かつ家庭の経済状況から真に貸付けが必要な者

3. 貸付金額

20万円以内

4. 申込み

貸付けを受けようとする者(以下「貸付申込者」という。)は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書(様式1-②号)に住民票を添えて実務者研修施設へ提出します。

実務者研修施設において当該貸付申込者の推薦状(様式2-②号)を作成し、申請書と一緒に青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に提出します。

5. 貸付決定方法

県社協において審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付決定後、契約書を交わします。

6. 貸付方法

契約書に記載した交付日に、貸付申込者又は法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みいたします。

7. 返還免除要件

実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護等の業務に従事し、か

つ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、介護業務に従事すると返還が全額免除になります。

8. 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還となります。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付を受けた者が実務者研修施設を卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士として登録せず、又は県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 貸付を受けた者が、従事期間が2年に達する前に介護福祉士としてその業務に従事しないこととなったとき。

9. 返還方法

返還に該当する事由が生じた日の属する月の翌月から実務者研修施設に在学していた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦で返還していただきます。

返還期限を過ぎた場合、年5%の延滞利子が発生します。

10. 連帯保証人

貸付けを受けるに当たっては、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年の場合は、貸付申込者の法定代理人が連帯保証人となります。

ただし、法定代理人が連帯保証人として、債務を負担することが難しい場合は、親権者を除く扶養義務者等を連帯保証人として立てていただいても差し支えありません。